

## 市民からよくいただく質問

	質問の種類	質問	回答
1	総合事業の利用について	総合事業が開始されると、要支援1や要支援2の人が受けていたホームヘルパーやデイサービスは廃止され、受けられなくなるのですか。	これまで、要支援1や要支援2の人が利用していたホームヘルパーやデイサービスは、総合事業のサービスとして、継続して実施します。したがって、必要な方は、これまでと同様のサービスを同じ利用者負担額で継続して受けることができます。
2	総合事業の利用について	新規に総合事業のホームヘルパーやデイサービスを利用したいときは、申請して要支援認定を受けるか、基本チェックリストを受けるか、いずれかを選択できるということですか。	そのとおりです。しかしながら、総合事業のホームヘルパーやデイサービスと併せて、予防給付を受けたい場合は、基本チェックリストを選択することはできず、申請して要支援認定を受けなければなりません。
3	総合事業の利用について	平成29年4月から総合事業が開始されますが、現在受けている要介護・要支援の認定はどうなるのですか。	総合事業が開始しても、要介護・要支援の認定制度は変わりません。また、要支援認定を受けている人で、介護予防のホームヘルパーやデイサービスに相当するサービスのみの利用を希望する人は、次回の更新時に、更新認定に代えて、基本チェックリストを受けることで、引き続きサービスを利用することができます。
4	総合事業の全体像・将来像など	習志野市では、現在の介護予防の訪問介護と通所介護に相当するサービスを継続するということですが、現行のサービスよりも緩和した基準で行うサービスや、住民主体による支援は実施しないのですか。	現在の介護予防の訪問介護と通所介護に相当するサービスを継続させながら、今後、現行のサービスよりも緩和した基準で行うサービスや、住民主体による支援の実施について検討していきます。
5	総合事業の全体像・将来像など	総合事業の事業体系は、2025年までに完成させていくのですか。	2025年は団塊の世代が皆75歳以上となり、様々な日常生活上の支援が必要な高齢者が大幅に増加することが見込まれる時期です。市が主体となって、今からできることを進め、2025年に間に合うように、地域の事業者や地域住民の手による多様な日常生活上の支援体制を充実・強化させていかなければならないと考えています。